

各 位

「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素は、群馬県信用組合（以下、「当組合」といいます。）をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、平成30年10月9日より内国為替24時間365日稼働のサービス開始に伴い、当座勘定規定に内国為替24時間365日稼働に関する「入金時限」の規定を追加する改定を行いますので、ご案内申し上げます。

記

1. 改定する規定

- ・当座勘定規定

2. 追加する入金時限の規定

第9条（支払いの範囲）

（2）呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。

3. 規定改定日

平成30年10月 9日

すでにお取引のあるお客さまにつきましても、改定後の規定を適用させていただきますので、あらかじめご了承ください。

※改定後の規定をご希望されるお客さまにつきましては、当組合窓口にて、お申し付けください。

